

平成 2 1 年 1 月 2 2 日

平成 2 1 年 第 1 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 1 年 第 1 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成21年 1 月22日（木曜日）午後 2 時 1 分～午後 2 時41分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 1 ・ 2 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 窪 田 きく江

学 校 教 育 部
参 事 兼 長
指 導 室 長 真 如 昌 美

学校教育課長 下 平 一 紀

建 築 課 長 兼
教 育 施 設 担 当 事
副 参 事 堂 垣 隆 志

給 食 課 長 猿 橋 壽 一

統括指導主事 布 宮 英 明

社会教育課長 高 杉 春 行

中央公民館長 長 島 孝 夫

中央図書館長 松 井 悟

指 導 主 事 小須田 哲 史

指 導 主 事 阿 部 啓 介

6. 書 記

庶 務 係 長 尾 又 斉 夫

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第1号議案 給食日数増に伴う給食費の改定について（諮問）

第4 第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成21年度東大和市教育委員会の基本方針について

第5 第3号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

第6 その他報告事項 平成20年度卒業式における教育委員会告辞及び平成21年度入学式における教育委員会告辞について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成21年第1回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、武石委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
○佐久間教育長 それでは、平成20年12月19日から平成21年1月17日の間の諸務報告をいたします。

平成20年12月19日、国民保護協議会に出席いたしました。国は武力攻撃や大規模テロ等に備えまして国民保護法を制定し、地方公共団体は条例を制定し、そのもとに国民保護協議会を設置しております。

東大和市では、平成18年10月に国民保護条例を施行し、同じ12月15日に国民保護協議会を発足いたしました。今回は、協議会委員の任期が12月15日から新しい任期となりましたので、新任の方も含め協議会の設置趣旨等について説明したものであります。なお、協議会委員の人数は28人であります。

12月21日、文化協会年末交流会に出席いたしました。

平成21年1月5日、教育委員と市長の年頭のあいさつに同席いたしました。

1月6日、校長会定例会に出席いたしました。私からは、昨年来の各学校の努力により学校での評価が上がってきておりますので、引き続き頑張ってもらいたいこと。今年度から新学習指導要領へ対応した業務が始まりますが、的確な対応をお願いしたいこと。また、児童・生徒の個人情報の保管について、昨年暮れ、12月22日に都立高校で40人の生徒の情報が紛失したことがありましたので、改めて情報の管理をお願いしたいこと等についてお話をさせていただきました。

1月9日、教育委員懇談会に出席いたしました。

1月11日、消防出初め式に出席いたしました。今年の出初め式は、第七小学校

の校庭で行われました。市長の式辞、団長の訓辞、消防署長のあいさつ、分団及び団員の表彰のほか、東大和市消防団7つの分団による消防操法の演技、散水演技、女性消防団による救急の演技等が行われました。

1月12日、第55回成人式に出席いたしました。成人式に出席した新成人は、市内・市外合わせて587人で、全体の67.3%でありました。

1月13日、副校長会で年頭のあいさつをいたしました。内容は、校長会でお話しした内容とほぼ同じであります。

1月14日、東京都市教育長会及び東京都教育庁職員との懇談会に出席いたしました。都教育庁職員との懇談では、別添にありますように、お手元に今日お渡しいたしました14項目について協議いたしました。都の回答は従来のものから余り進展していないという感じを受けました。

1月16日、青梅信用金庫主催の経済講演会に出席いたしました。講師は、東京大学大学院教授、伊藤元重氏で、演題は「経済の展望と経営」でありました。

1月17日、書き初め展を見学いたしました。書き初め展は1月17日、18日の両日行われ、2日間で3,126人の方が来場をされました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまのご報告については、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第1号議案 給食日数増に伴う給食費の改定について

○鈴木委員長 日程第3、第1号議案 給食日数増に伴う給食費の改定についての諮問について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第1号議案 給食日数増に伴う給食費の改定について（諮問）につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学習指導要領改訂に伴いまして、平成21年度から授業時数確保のため、小中学校へ登校する日が増えることになります。それに伴いまして、給食日数も増となりますことから、年間の給食日数の増と給食費の月額を改正するため、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条に基づきまして、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問をするものであります。

詳細につきましては、学校教育部長からご説明申し上げますが、今回の改定にあたりましては、給食費を定める基礎となる1食当たりの単価につきましては、改定しないことを申し添えるところであります。よろしくお願い申し上げます。

○阿部学校教育部長 それでは、内容についてご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

諮問の内容であります。初めに1、給食の実施基準日数の変更につきましては、平成21年度から小学校と中学校におきまして、6日間増やすものであります。ただし、*印にあるとおり、始業式の関係から平成21年度のみ中学校は5日間増やす内容であります。

具体的には小学生の第1学年は176日を182日に、第2学年から第6学年までは182日を188日に、中学生は175日を181日に、ただし平成21年度は180日に改めるものであります。

次に、2番、給食費の基準月額の改定につきましては、小学生の第1学年は3,260円を3,370円に、第2学年は3,370円を3,480円に、第3学年及び第4学年は3,630円を3,740円に、第5学年及び第6学年は3,940円を4,060円に、中学生は4,200円を4,340円に、ただし平成21年度は4,320円にそれぞれ改めるものであります。

次に、諮問の理由でございますが、平成21年度から新しい学習指導要領に伴います授業時間数の確保のため、夏季休業日の時間の短縮、開校記念日と都民の日を授業日とする旨、平成20年第11回定例の教育委員会で決定いただきましたことに伴う給食の配食日数を増やし、給食費の基準月額を改定する必要が生じたためであります。

なお、諮問は決定をいただきました後、1月中を予定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

○小泉委員 ただいま教育長さん、そして学校教育部長さんにご説明いただきまし

たように、今回の給食費の改定は、新しい学習指導要領を実施するに当たって授業時数を増加するという形で、それに対応することなんですよね。ですから、その点を保護者の皆さんに十分に説明すること、そして授業時数ということが大事なかなと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

そしてもう1点なんですが、今、物価の高騰は一般の家庭のお台所をも直撃しております。給食につきましては、食材費の値上がりというのは本当に大きな課題であろうと思っておりますが、日ごろ何かとご苦勞の多い中で、食材を生かした献立を日々考えてくださっているということに、本当にありがたく思っております。

他市におきましては、小中学校ともに給食費の値上げをするという記事も目にいたしましたけれども、本市は1食当たりの単価を改定しないで、そのまま据え置いて対応するということですので、本当にご苦勞等、多々あることと思いますけれども、食の安全と、そして質の高い給食ということの一層のご配慮をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○阿部学校教育部長 今回の給食費の改定につきましては、今お話ございましたとおり、単価は据え置いた形で授業時数の確保のための給食日数の増に伴う内容ということで、保護者の皆様方にご説明していきたいと考えております。

また、食材が昨今大変高騰しておりまして、一部は高どまりをしている状況もございますので、引き続き、内部の努力ということでここまでしのいでまいりましたけれども、給食の食の安全あるいは質をさらに高める取り組みの一環として、さらなる物価の動向の情報収集と他市の動向も見据えた中で、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第1号議案 給食日数増に伴う給食費の改定についての諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第1号議案 給食日数増に伴う給食費の改定に

についての諮問について、本件を承認と決します。

◎日程第４　第２号議案　東大和市教育委員会の教育目標及び平成21年度東大和市教育委員会の基本方針について

○鈴木委員長　日程第４、第２号議案　東大和市教育委員会の教育目標及び平成21年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長　説明をお願いいたします。

○佐久間教育長　ただいま議題となりました第２号議案　東大和市教育委員会の教育目標及び平成21年度東大和市教育委員会の基本方針についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現、自主的精神に満ちた健全な人間を育成することを目標として、毎年度教育目標を定めております。また、教育目標を達成し、教育行政にかかわる施策の方向を定め、総合的に教育施策を推進するため基本方針を定めております。

ご承知のとおり、教育基本法が施行され、新たな学習指導要領の実施にあたり、これまでの教育現場を取り巻く環境が大きく変革することとなります。そこで、平成21年度の教育目標及び基本方針につきまして、これらのことを踏まえた内容としたいというものであります。

具体的な内容につきましては、小須田指導主事からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○小須田指導主事　それでは、平成21年度の東大和市教育委員会の教育目標並びに基本方針について、ご説明をいたします。

教育目標に関しましては、東京都教育委員会と連携いたしまして、これまでの取り組みを継続してまいります。「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」、「社会の一員として社会に貢献しようとする人間」、「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」の育成に向けた教育を重視することを具体的な施策に反映させて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、昨年３月新しい学習指導要領の告示がありました。しかし、教育目標に

つきましては、今回変更は行っておりません。

続いて、基本方針の変更点について、ご説明をいたします。

基本方針の改定の視点としましては、今年度、次の13の視点で改定を行いました。

1点目は、東大和市立学校の管理運営に関する規則の改正です。今年度、管理運営規則は学校評価の実施と学習指導要領の告示を受けた授業時数の確保のため、改正を行いました。その改正を受けて基本方針の改定を行いました。

2点目は、新しい学習指導要領への対応です。子供たち一人一人の生きる力としての知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスの重視、子供たちの道徳性、社会性、主体的な学習に取り組む態度の育成などが図られるようにと考えました。

3点目は、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施です。つまり、教育委員会の評価にかかわる視点です。以下、小中学校の連携、市民の教育に関する関心、就学支援のための幼稚園・保育園と小学校との接続、教員の人材育成、児童・生徒の安全・安心、不登校・いじめ・暴力行為、授業改善・教育の質の向上・豊かな心の育成、文化スポーツの充実、心と体の健康の合わせて13の視点で改定を行いました。

本日、資料といたしまして、お手元には教育委員会目標基本方針とその改定部分を示したものを配付させていただきました。先ほど申しました13の視点の改訂のうち、主な改定の部分についてご説明をいたします。

改定部分を示しましたゴシック、下線入りの資料をご覧ください。

2ページをご覧ください。

2ページ、基本方針のリード文につきまして、教育委員会の評価の実施の視点から、教育委員会の取り組み状況の点検評価の実施、信頼される教育行政の推進についての一文を明示いたしました。

基本方針1につきましては、大きな内容の変更はございませんが、内容を踏まえた順序性を改めて見直し、リード文と方針（1）②の文章の入れ替えを行いました。

（2）②の学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体等の部分の表現については、実施主体が学校であることから、順序を「学校」を筆頭とするようにいたしまして、学校、家庭、地域の順に表記いたしました。

(3) につきましては、不登校・いじめ・暴力行為の視点から、不登校児童・生徒、家庭への支援のための取り組みを明記いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

基本方針2につきましては、新学習指導要領への対応の視点から、リード文の改定を行いました。知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成のバランスの重視、道徳性、社会性の育成等を明記いたしました。

(1) ②では、小中学校の連携の視点から、小学校から中学校の円滑な接続を図るための小中連携教育の充実について、明記いたしました。

(2) では、管理運営規則の改定の視点から、新しい学習指導要領の授業時数増加を受けた授業時数の確保を明記いたしました。

続きまして、4ページをご覧ください。

(9) におきましては、心と体の健康の視点から、食に関する教育の一層の充実、アレルギー疾患対策を明記いたしました。

(10) では、幼稚園・保育園と小学校の接続の視点から、就学支援のための幼稚園・保育園からの連携のあり方の検討を明記いたしました。

基本方針3につきましては、(5)において、文化・スポーツの充実の視点から、体育指導委員の研修の充実を明記いたしました。

5ページをご覧ください。

基本方針4につきましては、(6)で児童・生徒の安全・安心の視点から、耐震化の促進について明記いたしました。

以上が主な改正点でございます。

このほか、市民の教育への関心、教員の人材育成、授業改善・教育の質の向上、豊かな心の育成の各視点から文言の修正や追加を行っております。

以上、平成21年度の東大和市教育委員会教育目標並びに基本方針についてご説明をいたしました。

○鈴木委員長 説明が終わりました。ご質疑があればご発言をお願いいたします。

○小泉委員 教育目標実施に向けて、4つの基本方針に分け、細部にわたり検討を加えていただき、ここに作成していただきましたことをありがとうございます。

先ほどの説明の中で、13の視点により検討し改定していただいたというご説明をいただきました。さまざまな取り組みが多数うたわれている中で、私は次の3点に絞ってお伺いしたいと思います。

まず1点目なのですが、ページ数にしましたら後半ではなくて、初めのほうの3ページ、基本方針の2ですね。(1)の1、小学校と中学校の連携についてということなのですが、これにつきましては、ここの文言ですと「連携し、教育の充実を図る」と、平成20年度より、さらに踏み込んだ表現になっている、とても力強いものだと私自身も感じさせていただきました。

小学生が中学生になるときに、いろいろな課題を抱えて中学生生活が円滑に進められないような状況にあるとも聞いておりますので、とても大事な部分で、この部分を東大和がこのようにうたっていただき、実施していただいているということは本当に心強く思いますが、21年度の取り組みの上で何か注目点がございましたら、お聞かせください。

それから、2番目ですが、同じページの(6)です。「学校規模の適正化に向けて」につきましては、本市における大型マンションの建設、そしてこれからも建設予定があるという状況の中で、子供が特定の学校に集中することが予測されます。児童数に見合った教室の確保、教室数の確保、それから教育環境の整備等は急を要する課題ではないかと思われまますので、とても大事な一項目であると考えのですが、ここにつきましても何かお聞かせいただけることがありましたら、お願いいたします。

それから3点目は、先ほどの13の視点よりの中には上がっていなかったかと思うのですが、次は5ページ。これは基本方針の4ですが、(8)「児童・生徒を犯罪被害から守る」についてですが、不審者が市内のいろいろな場所に出ていると聞いておりますが、この不審者に遭遇してしまった児童・生徒への対応は、どのようになされているのでしょうか。余り大きな事故もなく、子供たちが心に傷を残さないで何とか過ごしていただきたいと願っているものです。お尋ねいたします。

○鈴木委員長 3点ありましたが、小中連携。

○布宮統括指導主事 まず1点目の小中連携の視点について、お答え申し上げます。

平成20年度、今年度、各学校、小中学校に小中連携の視点をさらに進めていただくようお願いをしたところでございます。

教育委員会の取り組みといたしましては、生活指導部会や教務主任会等で、必ず小中の教員が学区ごとに相談の時間を持つ、そしてそういう連携を教育委員会としては進めております。また、各学校の取り組みにおきましては、例えば第二

小学校、第二中学校において、ともに地域とともに避難訓練等の計画を立てる。
また、第四中学校、第十小学校においては、第四中学校の教員が第十小学校に出前授業をする等の活動が学校ごとに進められている現状でございます。

今、2例申し上げましたが、各中学校学区ごとにそれぞれの連携が進んでいるところでもあります。次年度におきましては、これをさらに一歩進めるということを考えてございます。具体的に小中連携のカリキュラムというところまでは、まだこちらは進めることはできませんが、それぞれ学区ごとに置かれた状況において、連携を進めていただくのが21年度のポイントかと考えておりますので、私から以上の説明をさせていただきます。

○鈴木委員長 今の点よろしいですか。

○小泉委員 ありがとうございます。

生活面、精神面のみならず、学力の面におきましても、小学校の先生と中学校の先生方とで、密に交流していただいて、アップしていただけるといいなと願っております。ありがとうございます。

○布宮統括指導主事 ありがとうございます。

明日、「教育の日やまと」で第七小学校が発表いたしますが、中一ギャップへの挑戦ということで、第五中学校との連携を含めた発表になります。これをまた全校に広めていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 では2点目、学校規模の適正化について。

○下平学校教育課長 学校規模の適正化についてでございますが、今お話いただきましたとおり、教室不足といたしましては、第八小学校が喫緊の課題になっていることは現状としてとらえているところでございます。

それから、議会におきましては、三小の小規模化についてご指摘をいただいている状況でございます。これらを受けまして、現在、教育委員懇談会で適正化に向けたご協議をいただいているところでございます。今後はさらに具体的な内容につきまして、ご協議をお願いしていき、先ほどお話がございましたとおり、児童に見合った教室の確保と、それから教育環境の整備を急務として、課題を解消していきたいというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 いいですか。では第3点。

○布宮統括指導主事 3点目のご質問でございます被害に遭ってしまったという件につきまして、お答え申し上げます。

現在、各小中学校全校において、セーフティ教室を実施いたしまして、犯罪から身を守る教育を進めているところでございます。犯罪に巻き込まれない、未然に防ぐということが最もいいわけでございますが、万が一犯罪に巻き込まれてしまった場合、心のケアという意味で、中学校であればスクールカウンセラーを中心に、心のケアをしてまいる計画でございます。

また、小学校でスクールカウンセラーが配置されていない学校の児童におきましては、さわやか相談室の臨床心理士等の派遣等において、心のケアを考えております。さらに一層重大な場合は、都の教育相談センターとの連携も視野に考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 なければ、私のほうから1点ですが、実践の段階に入ってからのことになりますけれども、2ページの一番下の行、「情報モラル教育」、携帯電話の小中学校持ち込みについて、世情さまざまなことが言われるようになってきました。これは具体的には、取り組む場合は十分な検討と十分な理解をいただいて、踏み切るようにやっていただきたい。あくまでも教育的な見地からの結論を出して取り組むように、慎重にお願いしたいと思います。要望です。

これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成21年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号議案 東大和市教育委員会の教育目標及び平成21年度東大和市教育委員会の基本方針について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第3号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第5、第3号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第3号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、市長部局の東大和市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則が一部改正され、免除要件に「職員が特定保健指導を受ける場合」が加えられ、現在第2条第10号の定めであります「その他特別の事由がある場合」が同条第11号に繰り下がります。この改正によりまして、この規則を引用しております東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則に文言のずれが生じるため、改正するものであります。

内容について、ご説明申し上げます。

第2号様式(表)中「第2条第1号及び第10号」を「第2条第1号及び第11号」に改めるものであります。

附則であります、この規則の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第3号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第3号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について、本件を承

認と決します。

◎日程第 6 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第 6、その他報告事項を行います。

報告事項、平成20年度卒業式における教育委員会告辞及び平成21年度入学式における教育委員会告辞について、本件の報告をお願いいたします。

○阿部指導主事 平成20年度卒業式及び平成21年度入学式における教育委員会の告辞について、ご報告いたします。

先日、教育懇談会で提案いたしました第 1 案についてご指導賜り、ありがとうございました。ご指導、ご助言いただきましたことを踏まえ、何箇所か文言等の修正をいたしました。しかし、告辞の内容についての大きな変更はございません。

本日の告辞案を最終案とさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第 1 回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 4 1 分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 武石 修一郎